

令和8年度徳島県

高度外国人材 採用活動支援補助金

徳島県HP



県内企業の持続的発展を目指しながら人材不足に対応するため、県内事業者が実施する「高度外国人材」(※)の採用活動等経費に補助をします。

※在留資格「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「研究」「技術・人文知識・国際業務」を有する者（見込みの者）

1. 在留資格の取得等

- ・ 在留資格認定証明書交付申請代行
- ・ 在留資格変更許可申請代行 等

2. 渡航費等

- ・ 採用面接時や就職時に係る航空機費や国内交通費 等

3. 人材受入に係る費用

- ① 高度外国人材に係る人材紹介手数料
- ② 高度外国人材に係る派遣料金

【補助率】

- | | |
|--|--------|
| ➢ 1.在留資格の取得等、
2.渡航費等、
3.①人材紹介手数料 | } 1/2 |
| ➢ 3.②派遣料金 | } 1/10 |

最大

25万円

高度外国人材
1人当たり最大※

50万円

※1社あたり2名・100万円まで

【お問合せはこちら】

徳島県生活環境部労働雇用政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852

詳しくは裏面をご覧ください



徳島県
TOKUSHIMA Pref.

■ 補助対象者

徳島県内に事業所を有する事業者であって、
この事業所において高度外国人材を雇用する予定の者

■ 補助対象経費

事業区分	経費	補助率	補助上限額
在留資格の取得等	・在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請代行 ・上記に係る相談費用(行政書士等)	1/2	(1事業者当たり限度額) 25万円
渡航費等(※)	・採用面接のため海外との渡航に要する航空機費用及び日本国内移動に要する交通費 ・雇用された高度外国人材の日本との渡航に要する航空機費用及び日本国内移動に要する交通費 ・県外在住高度外国人材が県内事業者への採用面接等のため日本国内移動に要する交通費		
人材受入れに係る費用	・人材紹介契約に基づき事業者を支払う手数料	1/2	(高度外国人材1名当たり限度額) 50万円※ ※1社あたり2名・100万円まで
	・労働者派遣契約に基づき派遣元事業主に支払う料金	1/10	

※燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、空港施設使用料を含む。航空機費用は、「エコノミークラス」又はそれに準ずる運賃(普通席相当のもの)に限る。

※日本国内移動に要する交通費は、出発地から目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で移動する際に要した経費(鉄道(グリーン料金を除く。)、バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。)

以下の経費は**補助対象外**となります。

- (1)事業者が負担していない経費
- (2)日本国通貨で支払っていない費用
- (3)対象となる高度外国人材へ支払う給与及び飲食代
- (4)振込手数料及び各種添付書類の発行手数料
- (5)国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費
- (6)見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

■ 補助対象期間

交付決定日～令和9年3月5日(金)

■ 申請方法

申請書類を**令和9年2月23日(火)まで**に、
徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。
※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。
※補助金交付要綱、申請書類等、詳しくは県ホームページを御確認ください。

徳島県HP



■ 事業の流れ



- ① 「交付申請書(様式第1号)」に交付要綱第5条に規定する書類(事業計画書等)を添付してご提出ください。
- ② 審査の結果、交付決定となれば、交付決定通知をお送りします。
- ③ 事業計画に沿って補助事業を実施してください。
- ④ 「実績報告書(様式第4号)」に交付要綱第9条に規定する書類を添付してご提出ください。
- ⑤ 実績報告の内容を審査の上、補助金額を算定し、県から額の確定通知をお送りします。
- ⑥ 「補助金請求書(様式第5号)」により県へご請求ください(5の確定通知書に記載された額)。